

令和5年度（2023年度）第2回
伊丹市子ども・子育て審議会
議 事 要 旨

令和6年（2024年）1月31日（水）

【開催日時】 令和6年（2024年）1月31日（水）午後1時30分～午後2時50分

【開催場所】 伊丹市役所 1階 101会議室

【出席委員】 芝野委員、乾委員、田中委員、大池委員、石川委員、石坂委員、
岡田委員、中野委員、小松委員、大澤委員、黒瀬委員、小野委員
神谷委員、今村委員、川阪委員、花光委員、早崎委員、馬場委員

【欠席委員】 1名

【署名委員】 田中委員、黒瀬委員

【傍聴者】 2名

【議題】

- (1) 第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価について
- (2) 第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
- (3) 地域型保育事業（小規模保育事業）の認可に係る意見聴取について

【議事要旨】

- ・開会
- ・委任状交付
- ・会議の成立及び公開について
- ・委任状交付
委員19名中18名出席、会議は成立している
傍聴者は2名

・議題

- (1) 第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価について

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価における「計画第4章 施策の展開」の進捗評価について説明。

(質疑)

<石川委員>

実施した施策内容について説明していただいたが、評価ということであれば、もう少し具体的に施策の結果、市民からどのような意見が出ているのか、また子ども達にとって変更してよかった点、子ども達の声などを紹介してもらえるとありがたい。

<事務局>

評価方法としては、数値目標に対する到達度の報告も一つの考え方だと思う。また、子どもの意見も事務事業を評価する際の物差しになると認識はしている。

次の計画の進捗評価については、取り入れていく要素となるかと思うが、第2期計画の進捗評価は、過去の評価と比較が必要なため、基本フレームは変えない形式とした。

数値目標の達成度や子どもの声を加味することは会議の活性化に繋がると認識しているので、ご意見を踏まえつつ、説明の仕方については工夫していきたい。

<芝野会長>

市がKPIを定めて評価している資料の中から評価が高いもの、同じもの、低いものを紹介できるならば、簡潔にまとめてこれからの審議会で紹介してほしい。

<事務局>

市の事務事業において、全ての事業で数値目標を設定し、達成状況を評価しているわけではないため、計画に掲げる全ての事業を評価することは難しい。特にその年度に注力している事業、新たに始めた事業などテーマを決め、詳しく説明をしていこうと検討している。会議の時間とも相談しながら、説明の仕方を考えていきたい。

(2) 第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について説明。

(質疑)

<芝野会長>

前回の審議会で出た調査票についての意見を踏まえ、文言訂正等の上、調査を実施したということである。質問や意見を頂戴したいと思う。

<神谷委員>

就学前児童保護者のアンケート回収率が54.0%と他と比べて低い。郵送では半数弱から返ってこなかったことは残念に思う。次回以降、就学前児童保護者に対する調査では、オンラインでのアンケートも検討するなど、改善点を考えてもいいと思う。

<事務局>

就学前児童保護者のアンケート回収率が他と比較して低いことについて問題意識を持っており、郵送での回収が難しいと認識している。今回は、高校生を対象にWebアンケ

ートを実施したが、学校のホームルームにて実施いただき、回収率は 93.9%となった。今後、Webにて実施するのも一つの方法だと考えている。Webの活用は対象者が増え、広く意見を聴取できるため、就学前児童保護者だけでなく、小学生や中学生についても導入を検討していく。

<石川委員>

前日も意見したが、この調査では就学前の子どもの意見は反映されない。就学前の子どもは自分の気持ちを表現することが難しいが、この調査だけだと子どもが真ん中にならないと思う。福祉でも教育でもない、労働政策的な統計データしか出てこない。それ以外のアプローチも検討していただきたい。例えば、現場の先生からの聞き取りといった方法も考えられる。

本当に苦しいと思っていることを就学前の子どもは苦しいと思ってもなかなか言うことができない。その中で改善してほしいことが何かを把握し、施策として進めるアプローチを実現できればと思う。

<事務局>

アンケート結果にその要素が反映できていないことはお詫び申し上げたい。子どもの意見を聞く上で、就学前児童に全く着目していないわけではなく、どういう方法がよいのか考えている。委員が言われるとおりに就学前児童は意見の表明が非常に難しいと感じている。

今回の調査は計画策定のためのアンケートであり、一定数のサンプルが必要だったため、対象には含めていない。今後、計画を策定していく上で、子どもの声を吸い上げ、反映していく方法を考えていきたいと思っている。委員とも相談しながら、実現可能な方法を模索していきたい。

<芝野会長>

子ども達へ直接聞くという調査を実施している市はあるが、大量の聞き取り調査は難しいため、サンプルが小さくなる。サンプルが小さいと、子ども達全体の意見が反映しているのかということになる。今回は量的な調査となったが、質的な面も含めた調査のあり方を考えることが必要かもしれない。事務局で検討していただきたい。

また集計結果は、最終の委員会までに送付されるのか。

<事務局>

3月中旬以降に今年度、最後の子ども・子育て審議会の開催を予定しているが、可能な限り早く委員に届け、ご覧いただく時間を設けたいと考えている。最後の審議会に先だつて気付いた点などあれば、教えていただければと思う。

<芝野会長>

最初の集計結果は、あまり複雑なクロス集計をしたり分析したりすることにはなっていないかもしれない。どういった集計をすれば、子ども達の考えが分かるかといった点も考慮して、意見をいただきたい。

<事務局>

3回目子ども・子育て審議会で示す調査結果案は、今後の計画策定上、必要と考えられる集計をした上で出す予定である。まずはこれを完成させるため、第3回審議会までに意見を頂戴したい。

今年度末の段階で調査結果報告書を完成させたいと考えているが、この調査はあくまで計画策定のための調査であり、一旦、報告書として完成させるとしても、それ以降に、計画策定上、調査結果をどのように反映させていくか、新たなクロス集計方法があるのではないかと、こういう集計をしたほうが計画策定しやすいのではないかとといった意見があれば、随時、意見いただきたい。

(3) 地域型保育事業(小規模保育事業)の認可に係る意見聴取について

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、地域型保育事業(小規模保育事業)の認可に係る意見聴取について説明。

(質疑)

<芝野会長>

今の無認可保育所に続けてされるということだが、定員もほぼ同じか。

<事務局>

無認可としては1桁に落とすと聞いている。

<石川委員>

小規模保育事業に無認可事業を併設して、一体して運営するということか。

<事務局>

建物は一緒だが、保育場所は小規模保育事業と無認可保育所では別に設ける。交流等はあるかと思うが、小規模保育事業に配置されている職員、保育士が無認可保育所の子どもを保育するわけではない。

<石川委員>

制度として税金が掛かるので、認可保育所の職員と無認可保育所の職員がいて、そこが隣り合って運営するということだが、施設長も別か。

<事務局>

基本的には、別の組織になる。

<石川委員>

書類上は別組織になると思うが、一方の子どもを別の施設の職員が見ないということは、教育や保育の質を担保する上では不可能だと思う。そこを整理できるのか。また、全国的にもそういう例はあるか。伊丹市民以外の方に関しては、私的契約児といった逃げ道がないのかと思うがどうか。

<事務局>

小規模保育事業は市による認可となるが、その絶対条件として小規模保育事業に必要な職員配置は専従として配置する必要がある。

今まで無認可として事業所内保育をされていたため、なくすと保育の必要性が低い等の理由で預かれない子どもが出てくるため、事業所は職員を配置し、専用の部屋で保育することになる。子どもの数に応じた面積や預かる子どもに対して必要な人の配置は間違いなくできるものと考えている。

<芝野会長>

現在の建物は鉄筋コンクリート造 2 階建で新たな施設とは住所も違う。これは別の建物か。

<事務局>

新しい施設は別の建物になる。敷地は一緒だが、別の建物で事業を行う。

<芝野会長>

無認可保育所は古い建物でされるのか。

<事務局>

新たな建物に、無認可保育所も整備する。

<乾副会長>

利用者は 2 歳までということだが、3 歳以降はどこかに移るのか。

<事務局>

0歳から2歳が対象となるため、3歳になった時点で市内の他の保育所に転所となる。現在も小規模保育所は数園あるが、2歳から3歳に移る段階で希望を伺いながら、新たな園に移っていただいている。

<乾副会長>

入所の時にきちんと保護者に説明する必要があると思う。

<事務局>

保育所を選ばれる段階で間違いなく説明している。

<芝野会長>

この審議会は何かを決定するのではなく、意見、質問して終わってもよいのか。

<事務局>

市長が認可するにあたり幅広い意見を聞いた上で認可することになるので、意見、質問等をいただく場としている。

<石川委員>

社会福祉法人が運営する施設の職員の方の子どもを預かる無認可施設が、認可施設の設立を希望したということだが、市内の他の企業主導型保育所や無認可施設が同じことを希望した場合、どのように対応するのか。企業主導型保育所を運営する事業者へ認可保育所への移行方法を周知する必要がある。社会福祉法人が運営する施設だけが認められて、企業や病院は認められないということにならないよう、市民や事業者の説明がなされるのか。あるいは条例等でそのスキームを丁寧に進めていくのか。

<事務局>

市内の企業主導型保育事業を運営する法人から認可保育所への移行について申し出があった場合、認可の基準を満たせば進めていくのが市の考え方である。

例えば、病院職員の子どもの保育施設を運営しているなど、社員の福利厚生のための施設が小規模保育事業の制度に則る場合、市内の他の子どもを含めて必要性の高い方から受け入れることになる。保育の内容や事業所の職員の子どものみ以外が、他からも入ってくることを考えながら判断されていると思われる。

(終了)